

令和6年（2024年）3月29日

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業指定事業所
第1号通所事業指定事業所
管理者 様

平塚市福祉部地域包括ケア推進課長

令和6年度介護予防・日常生活支援総合事業に係る介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書の提出について（通知）

日ごろから本市の高齢者福祉行政、また、平塚市介護予防・日常生活支援総合事業の運営につきまして、御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度介護報酬改定により、新設及び算定要件が変更された加算を算定する場合には、当該加算の届出が必要になりますので、平塚市ホームページ等を御確認の上、令和6年4月10日（水）までに御提出くださいますようお願いいたします。

別添の「介護予防・日常生活支援総合事業費算定の届出等に係る留意事項について」及び「注意事項」をご確認ください。

1 提出書類

- ①介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- ②介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表【令和6年4月・5月分】
- ③添付書類（添付書類が必要ない加算、変更がない加算については、必要ありません。）

2 提出書類等の掲載場所

（平塚市ホームページ）

https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/fukushi/page-c_01762.html

ホーム > 健康・福祉 > 福祉 > 高齢者 > 介護予防・日常生活支援総合事業 > 総合事業サービスの基準・様式集（総合事業サービス事業者向け） > 加算に関する届出

（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

令和6年度介護報酬改定について

3 提出期限

令和6年4月10日（水）当課必着

4 提出先

メール：keasui@city.hiratsuka.kanagawa.jp（地域包括ケア推進課メールアドレス）

※ メールで御提出される場合は、必ずお電話にて御連絡ください。

来 庁：地域包括ケア推進課（本庁舎1階 118窓口）

郵 送：〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9-1

平塚市役所 地域包括ケア推進課 地域包括ケア担当

※ 「体制等に関する届出書」と朱書きしてください。

以 上

【問合せ・書類の提出先】

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号

平塚市役所地域包括ケア推進課 地域包括ケア担当 鶴井

電話0463-20-8217（直通）